

那覇地方法務局オープンカウンター方式実施要領

（目的）

第1条 この要領は、那覇地方法務局（以下「当局」という。）が、物品の調達、役務の提供及びその他の契約（以下「物品調達等」という。）の見積合わせをオープンカウンター方式により行う場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 オープンカウンター方式とは、当局が会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積りの相手方を特定することなく見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

（対象）

第3条 この要領は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条第2号から第7号までに規定するもののうちで、当局がオープンカウンター方式によることが適当であると認めるものを対象とする。

（見積書の提出）

第4条 見積合わせに参加する者は、当局ホームページ等で掲載した見積依頼、本要領、仕様書、契約書案、現場等を熟読又は熟覧した上、見積もりしなければならない。

2 見積書の様式は任意とする。ただし、見積依頼において、様式、記載方法等が示されている場合はそれによるものとする。

3 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載し、作成した見積書は、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が示した日時までに提出しなければならない。

4 見積書の提出は、持参、郵送又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。）によらなければならない。ただし、見積依頼において契約担当官等が認めた場合は、電子調達システム又は電子メールにより提出することができる。

5 前項ただし書の規定により、電子調達システムを利用して見積書を提出する場合は、第3項の規定にかかわらず、消費税及び地方消費税を除いた金額を入力しなければならない。

6 見積書提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。

7 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

(見積合わせ)

第5条 見積合わせに参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

2 見積合わせは、公示する見積依頼に記載した日時に非公開で行う。

3 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、当局が選定した者へ見積りを依頼することができる。

(見積りの無効)

第6条 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

(1) 参加資格のない者が行った見積り

(2) 記名押印（押印を省略する場合は、発行権者及び担当者の氏名並びに連絡先の記載）を欠く見積り

(3) 金額を訂正した見積り

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積り

(5) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積り又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積り

(6) 同一人が作成した金額の異なる2通以上の見積り

(7) 前各号に掲げるほか、当局の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していない見積り

(契約の相手方の決定)

第7条 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積価格で、当局に最も有利になる見積りを行った者を契約の相手方とする。

2 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、くじ引きで決定する。くじ引きの日程は、電話等で速やかに通知し、参加することができない場合は、その者に代わって当局の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。

3 見積合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知するほか、当局ホームページ等で契約者及び契約金額を公表する。

(契約の締結)

第 8 条 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合においては、契約担当官等から交付された契約書に記名押印し、契約の相手方に決定した日の翌日から起算して 7 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）にこれを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、見積りはその効力を失う。

3 契約の相手方は、契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方に決定した後速やかに請書（法務省所管契約事務取扱規程（平成 12 年法務省会訓第 1702 号大臣訓令）第 17 号様式又は第 18 号様式若しくは第 19 号様式）を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

4 契約の相手方が契約を結ばないときは、損害賠償の請求を受けることがある。

(参加資格)

第 9 条 見積合わせに参加することができる者は、ほかに定める者のほか、次の各号に該当する者とする。

(1) 予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条における特別の理由がある場合に該当する。

(2) 法務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供等」及び「物品の買受け」で、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

ただし、競争参加資格を有しない者でも、過去の実績等により十分な履行能力が証明できるときは、参加を認める場合がある。

(3) 契約の相手方として不適当でなく契約の相手方として不適当な行為をしない者であること。

なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者をいう。

ア 契約の相手方として不適当な者

- (ア) 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。）が，暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (イ) 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (ウ) 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき。
- (エ) 役員等が，暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (オ) 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者
- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし，又は暴力を用いる行為を行う者
- (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

（その他）

第 10 条 オープンカウンター方式の実施に当たっては，前条までの規定によるほか，次の事項を定める。

- (1) この要領に基づく見積書を提出した者は，見積書提出後に，本要領，仕様書，契約書案，現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 見積書作成，提出等に係る費用は，全て見積合わせに参加する者が負担する。
- (3) 当局の都合により，見積合わせを取りやめることがある。
- (4) 契約の相手方を決定するために，見積合わせ参加者に対し追加資料の提

出を求める場合があるので、これに従うこと。

- (5) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 契約の相手方が正当な理由なく、業務を履行しない場合等不正不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。

附 則

この要領は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。